

債券税制の見直し及び新日銀ネットの稼働等に伴う
業務規程等の一部改正新旧対照表

目 次

(ページ)

1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	3
3. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表 ..	4
4. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	5
5. 清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表	6
6. 信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の 一部改正新旧対照表	7
7. 特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の 一部改正新旧対照表	9

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
(売買の種類)	(売買の種類)
第9条 (略)	第9条 (略)
2・3 (略)	2・3 (略)
4 前3項の規定にかかわらず、国債証券の売買の種類は普通取引とし、その普通取引は売買契約締結の日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。	4 前3項の規定にかかわらず、国債証券の売買の種類は普通取引とし、その普通取引は売買契約締結の日から起算して3日目の日に決済を行うものとする。 <u>この場合において、売買契約締結の日から起算して3日目の日が、利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合には、利払期日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。）に決済を行うものとする。</u>
5～7 (略)	5～7 (略)
(利子の日割計算)	(利子の日割計算)
第28条 利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。	第28条 利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の利札の授受を行わないものとする。
(削る)	<u>2 前項本文の規定にかかわらず、施行令第2条の11に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。</u>
付 則	
1 この改正規定は、平成27年3月12日から施	

行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買における経過利子の計算から適用する。

- 2 前項の規定にかかわらず、第9条第4項の改正規定は、平成27年10月13日から施行する。ただし、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、同日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
(利子の日割計算) 第16条 利付債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。）を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。	(利子の日割計算) 第16条 利付債券（転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額（以下「利子」という。） <u>から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額</u> を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、利付転換社債型新株予約権付社債券の売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。
(削る)	<u>2 前項本文の規定にかかわらず、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号）第2条の1に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として取引所が定める額を差し引かないものとする。</u>
付　　則	
この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買における経過利子の計算から適用する。	

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
(利子の日割計算) 第13条 利付債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。	(利子の日割計算) 第13条 利付債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として当取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとする。
2 前項本文の規定にかかわらず、 <u>当取引所が必要と認めるときは、利子から、利付債券の発行者、運用会社、受託者等の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して、当取引所が当該利付債券ごとに定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、同項に規定する売買の決済日までの分を経過利子とし、その売買代金に加算するものとする。</u>	2 前項本文の規定にかかわらず、 <u>金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号)第2条の1</u> に定める債券で、かつ、公租公課の源泉徴収が行われない債券の売買については、経過利子の計算に当たって、利子から税額相当額として当取引所が定める額を差し引かないものとする。
付 則 この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券の売買における経過利子の計算から適用する。	

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>第20条 削除</u>	<u>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</u> <u>第20条 規程第28条に規定する税額相当額と</u> <u>して当取引所が定める額は、利子に100分の2</u> <u>0.315を乗じて算出した額（円位未満を切り</u> <u>捨てる。）とする。</u>
<p>付 則</p> <p>この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券、利付転換社債型新株予約権付社債券及び利付交換社債券の売買における経過利子の計算から適用する。</p>	

清算・決済規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)	(非清算参加者の決済の繰延べの取扱い)
第6条 (略)	第6条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 非清算参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日（休業日を除く。）に当該国債証券の引渡しを行わなければならぬ。	3 非清算参加者は、規程第19条の規定により国債証券の引渡しを繰り延べた場合は、決済日から起算して5日目の日までの日 <u>（決済日から起算して5日目の日が当該国債証券の利払期日前3日間（銀行休業日を除外する。）のいずれかの日に当たる場合にあっては、当該利払期日の3日前（銀行休業日を除外する。）の日の前日までの日又は当該利払期日（休業日に当たる場合は、順次繰り下げる。）のいずれかの日）</u> （休業日を除く。）に当該国債証券の引渡しを行わなければならぬ。
付 則	
1 この改正規定は、平成27年10月13日から施行する。	
2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。	

信認金、取引参加者保証金及び発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則の
一部改正新旧対照表

新				旧			
別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表				別 表 代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表			
1 (略) 2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。				1 (略) 2 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。			
有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率		有価証券の種類	時価	時価に乘すべき率	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
株券				株券			
優先出資証券 (注 7)				優先出資証券 (注 7)			
外国投資信託の受益証券				外国投資信託の受益証券			
外国投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所 (注 1) における最終価格 (注 2)	100分 の70	外国投資証券		金融商品取引所(注 1) における最終価格(株券について は、円位未満の端数金額を切り捨てる。) (注 2)	100分 の70
外国株預託証券				外国株預託証券			
受益証券発行信託の受益証券				受益証券発行信託の受益証券			
外国受益証券発行信託の受益証券				外国受益証券発行信託の受益証券			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(注) 1～7 (略) 3～9 (略)				(注) 1～7 (略) 3～9 (略)			
付 則							
1 この改正規定は、平成27年10月13日から							

施行する。

2 前項の規定にかかわらず、この改正規定は、売買システムの稼働に支障が生じた場合その他やむを得ない事由により、平成27年10月13日に施行することが適当でないと当取引所が認める場合には、同日以後の当取引所が定める日から施行する。

特定取引所金融商品市場に関する業務規程及び受託契約準則の特例の施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>第6条 削除</u>	<u>(経過利子の計算において差し引く税額相当額)</u> <u>第6条 特例第13条に規定する税額相当額として当取引所が定める額は、利子に100分の20.315を乗じて算出した額（円位未満を切り捨てる。）とする。ただし、当取引所が必要と認めるときは、新規上場申請者、上場債券の発行者、運用会社及び受託者の本国等における法制度、実務慣行等を勘案して、当取引所が当該上場債券ごとに定める額とする。</u>
付 則 この改正規定は、平成27年3月12日から施行し、その売買の決済日後最初に到来する利払期日が平成28年1月1日以後の日である利付債券の売買における経過利子の計算から適用する。	